平成２１年（フ）第１９６９号
京都市左京区一乗寺里ノ西町61番地　マンション叡和303
債務者　南薗　朋枝
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１７号
京都市山科区北花山大林町89番地　山科コーポラス310
債務者　青木組こと　青木　政男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８０号
京都市山科区日ノ岡鴨土町24番地　エクセレント日ノ岡510
債務者　谷　　修二
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９３号
京都市右京区花園鷹司町１番地　花園団地14棟402
債務者　高畑　　望
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１５号
京都市右京区西京極堤下町20番地78
債務者　尾之上浩治
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１６号
京都市右京区西京極堤下町20番地78
債務者　尾之上祐子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５５号
京都府城陽市富野北角36番地の20
債務者　金丸　友美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１２号
京都市伏見区桃山町伊賀67番地１　桃山伊賀団地１―209
債務者　髙須　文子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４７号
京都府城陽市寺田深谷89番地　府営城南団地３棟104号
債務者　池尻　益子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７１号
京都市上京区丸太町通智恵光院東入北伊勢屋町740番地　スタジオマンション306号
債務者　塔鼻　敏夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７８号
京都市山科区大塚西浦町37番地７　花園マンション37号室
債務者　木谷　弘子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９１号
京都市左京区静市市原町208番地　カーサビアーレ203号室
債務者　片岡裕一郎（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９２号
京都市左京区静市市原町208番地　カーサビアーレ203号室
債務者　片岡　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４１０号
京都市伏見区醍醐西大路町126番地　醍醐東市営住宅19―301
債務者　土方　香織
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４１１号
京都市北区紫野西蓮台野町37番地　岩田荘
債務者　小谷　　武
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５６号
京都府宇治市槇島町清水２番地
債務者　窪田　朋子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９３号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地18棟702号
債務者　中尾　　隆
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係